

舞鶴工業高等専門学校教育研究支援センター規程

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条及び舞鶴工業高等専門学校教員組織規程（平成18年4月1日施行）第2条第2項の規定に基づき、舞鶴工業高等専門学校（以下「本校」という。）教育研究支援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本校の各学科、学術情報センター及び地域共同テクノセンターが行う教育・研究に関し、技術に係わる専門的業務を組織的かつ効率的に支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実験・実習及び卒業研究・特別研究等の技術指導に関すること。
- (2) 教員の教育研究活動に対する技術支援に関すること。
- (3) 教育研究等に関する技術業務の年間計画の策定に関すること。
- (4) 実験・実習機器・設備等の保守・管理及び災害防止に関すること。
- (5) 学生の課外活動の技術指導に関すること。
- (6) 産学官及び地域との連携並びに社会貢献活動における技術提供及び技術協力に関すること。
- (7) 技術の習得、継承、保存及び研修等に関すること。
- (8) その他センターの目的達成のために必要な業務に関すること。

(技術部門)

第4条 センターに、第1技術部門及び第2技術部門を置く。

- 2 第1技術部門は、機械工学科、建設システム工学科及び実習工場に係る第3条に規定する業務を担当する。
- 3 第2技術部門は、電気情報工学科、電子制御工学科及び情報科学センターに係る第3条に規定する業務を担当する。

(センター長)

第5条 センターに、教育研究支援センター長（以下「センター長」という。）を置き、本校の教授又は准教授のうちから校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を総理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実習工場長)

第6条 センターに、実習工場長（以下「工場長」という。）を置き、機械工学科長をもって充てる。

- 2 工場長は、センター長と協力して実習工場における管理及び運営に対する業務を行う。

(副センター長)

第7条 センターに、副センター長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長と協力して、センターにおける事務部との連携業務を行う。
- 3 副センター長は、センター長に事故があるとき、その職務を代行する。

(副実習工場長)

第8条 センターに、副実習工場長（以下「副工場長」という。）を置く。

- 2 副工場長は、本校の教授又は准教授のうちから工場長の推薦に基づき校長が任命する。
- 3 副工場長は、工場長を補佐する。
- 4 副工場長は、工場長に事故があるとき、その職務を代行する。

(技術長等)

第9条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 技術長
- (2) 副技術長

- (3) 技術専門員
- (4) 技術専門職員
- (5) 技術部門長
- (6) 技術部門主任
- (7) 技術職員
- (技術長)

第 10 条 技術長は、上司の命を受け、各部門の業務の統括及び連絡調整並びに技術専門員の指揮監督を行う。

2 技術長は、技術専門員又は技術専門職員のうちからセンター長が推薦し、校長が任命する。

3 技術長に事故ある場合又は不在の場合は、副技術長又は技術専門員のうちから校長が指名する者がその職務を代行する。

(副技術長)

第 11 条 副技術長は、技術長の職務を補佐するとともに必要に応じて連絡調整及びセンター職員の技術的な指導及び育成を行う。

2 副技術長は、技術専門員又は技術専門職員のうちからセンター長が推薦し、校長が任命する。

(技術部門長)

第 12 条 技術部門長は、上司の命を受け、当該部門の業務及び運営を整理する。

2 技術部門長は、技術専門職員のうちからセンター長が推薦し、校長が任命する。

(技術部門主任)

第 13 条 技術部門主任は、技術部門長を補佐する。

2 技術部門主任は、技術専門職員又は技術職員のうちからセンター長が指名する。

(運営委員会)

第 14 条 センターの円滑な運営に関し、必要な事項を協議するため、教育研究支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 12 日一部改正）

この規程は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。